

行政書士

2012

最強の  
模試

 東京法経学院

**R** 〈日本複製権センター委託出版物〉

本書（誌）を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書（誌）をコピーされる場合は、事前に日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<http://www.jrrc.or.jp> eメール：info@jrrc.or.jp 電話：03-3401-2382〉

## はしがき

行政書士試験合格のためには、①従来の出題傾向に沿った問題を解答できる力を身につけておくこと、②個数問題で問われても正解を導き出せる、より正確な知識を身につけておくこと、③その正確な知識を時間内（3時間）にきちんと出し切れるようにしておくこと、が重要になってきます。

本書は、これまでの試験傾向を踏まえた予想問題を本試験形式で3回分収録した問題集です。東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を選択・再編成しました。

今まで学習してきた知識が正確なものかどうか確認すると同時に、試験時間内に正解を出せるようトレーニングを積んでいただくための問題集です。

また、本書で、自分の実力を試すことはもちろんですが、時間配分や、どの問題から始めるかなどを確認する訓練をし、本試験攻略の糸口をつかんでください。

ラストスパートをかける時期が近づいてきました。受験生の皆様が日々積み重ねてきた実力を本試験で十分発揮できるよう、総仕上げとして本書をご活用ください。

最後に、本書をご利用される皆様が、平成24年度本試験において、その実力を十分に発揮され、合格を勝ち取られることを祈念いたします。

2012年9月

東京法経学院 制作部

# 平成24年度行政書士試験

平成24年度行政書士試験は下記のとおり実施されます（「行政書士試験案内」より抜粋）。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 試験日                 | 平成24年11月11日（日）   |
| 試験時間                | 午後1時～午後4時（3時間）   |
| 試験科目<br>出題数<br>出題形式 | 全60問<br><b>①行政書士の業務に関し必要な法令等</b><br>（46問出題，択一式及び記述式）<br>※記述式は40字程度で記述するものを出題する。<br>●憲法<br>●行政法 $\left[ \begin{array}{l} \text{行政法の一般的な法理論，行政手続法} \\ \text{行政不服審査法，行政事件訴訟法} \\ \text{国家賠償法，地方自治法} \end{array} \right]$ を中心とする。<br>●民法<br>●商法・会社法<br>●基礎法学<br>※法令基準日は，平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題するものとする。<br><b>②行政書士の業務に関連する一般知識等</b><br>（14問出題，択一式）<br>●政治・経済・社会<br>●情報通信・個人情報保護<br>●文章理解 |
| 合格発表                | 平成25年1月28日（月）  |

# CONTENTS

試験直前のラスト  
60日はこうして乗り切れ！ …………… 7

## 第 1 回

問題編……………13

解説編…………… 171

## 第 2 回

問題編……………63

解説編…………… 229

## 第 3 回

問題編…………… 117

解説編…………… 287

# 本書の特徴と使い方

本書『行政書士最強の模試2012』は、平成24年度の行政書士試験対策のための本試験形式の問題集です。全3回分の模擬試験を収録しており、各回とも最新の試験傾向に基づいて問題を収録しております。

## 1 東京法経学院の「答案練習会」の問題を厳選

本書は、東京法経学院で過去に実施した「答案練習会」で使用した問題から本試験レベルの良問を選択・再編成しました。行政書士本試験と同一形式の問題で構成されています。法令科目の問題及び解説については、平成24年4月1日現在の施行法令に基づいています。

※試験科目数の配分は、3回とも、平成24年度本試験を予測した内容になっています。

## 2 合格基準について

|      | 形 式     | 出 題                   | 満 点  |
|------|---------|-----------------------|------|
| 法 令  | (1) 択一式 |                       |      |
|      | ① 五肢択一式 | 40問 (1問4点)            | 160点 |
|      | ② 多肢選択式 | 3問 (1問8点)<br>※部分点1つ2点 | 24点  |
|      | (2) 記述式 | 3問 (1問20点)            | 60点  |
| 一般知識 | 五肢択一式   | 14問 (1問4点)            | 56点  |
|      | 合 計     | 60問                   | 300点 |

### ◆合格基準

- ① 「法令」の点数が122点以上
  - ② 「一般知識」の点数が24点以上
  - ③ 試験全体の得点が180点 (60%) 以上
- 以上3つの条件を全てクリアーすること

## 3 解答用紙について

各回に解答用紙がついています。切り取ってご利用ください。

## 4 「試験直前のラスト60日はこうして乗り切れ！」

巻頭の「試験直前のラスト60日はこうして乗り切れ！」は、直前期の60日に何をすべきかについてまとめたものです。学習の指針にお役立てください。

## 第3回 法令等〔問題1から問題40は択一式（5肢択一式）〕

問題1 わが国の法令に関する次のア～オの記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 条例は、地方公共団体が法律の範囲内で制定することができることを憲法によっても保障されている。
- イ 法形式の効力の序列でいえば、政令と内閣府令は同格であり、省令がそれよりも下位とされている。
- ウ 政令には、特別に法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- エ 商事に関しては、原則として商法に定めがない事項については民法に従い、民法に規定がないときは、商慣習の定めるところによることとなる。
- オ 民法の「初日不算入の原則」は、他の法令にも一般的に適用されているが、法令に特別の規定がある場合は適用が排除される。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

問題2 わが国の裁判制度に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 裁判に関しては、下級裁判所も独立性を有しているので、原則として下級裁判所は上級裁判所の直接の指揮命令を受けない。

イ 高等裁判所は、原則として下位の裁判所の裁判に対する上訴に係る裁判を行うことを任務とする。

ウ 地方裁判所は、訴額が140万円を超える訴訟および性質上訴額の算定ができない訴訟、また、行政訴訟においては第一審の裁判を行うことが可能である。

エ 裁判員裁判においては、無作為に選ばれた裁判員が職業裁判官と同等の権限を持って裁判に関与し、その判断は、有罪・無罪の決定にとどまらず、訴訟手続上の問題や法律解釈上の問題についても、最終的に判断をすることとなる。

オ 検察審査会の議決には、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当、起訴不当の4種類がある。

1 ア・イ

2 ア・オ

3 イ・ウ

4 ウ・エ

5 エ・オ

問題3 憲法9条に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 憲法第9条第1項の「国際紛争を解決する手段としては」という文言は、放棄しようとする対象に何らかの限定を加える意味を持つものではないとする解釈によると、一切の戦争と武力による威嚇および武力の行使は、同項により、禁止されることとなる。
- 2 憲法第9条第1項の「国際紛争を解決する手段」としての戦争をいわゆる侵略戦争と解した上で、そのような限定的放棄をすることを同条第2項の目的ととらえ、同条第2項の意味を、同条第1項で放棄された侵略戦争を行うための戦力は保持しないことを定めたものと解すれば、一定の戦力の保持は許されることになる。
- 3 判例によれば、憲法第9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない公法的な性格を有する規範ではあるが、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する作用を営む。
- 4 判例によれば、憲法第9条は、わが国が主権国として持つ固有の自衛権を否定するものではなく、憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない。
- 5 判例によれば、憲法第9条第2項がその保持を禁止した戦力とは、わが国が主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない。

(参照条文)

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

問題4 次の文章は、公務員の労働基本権について、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄 [ア] ~ [エ] にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

憲法28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」、すなわちいわゆる [ア] を保障している。この [ア] の保障は、憲法25条のいわゆる生存権の保障を基本理念とし、憲法27条の [イ] および勤労条件に関する基準の法定の保障と相まって勤労者の経済的地位の向上を目的とするものである。このような [ア] の根本精神に即して考えると、公務員は、私企業の労働者とは異なり、使用者との合意によつて賃金その他の労働条件が決定される立場にないとはいえ、勤労者として、自己の労務を提供することにより生活の資を得ているものである点において一般の勤労者と異なるところはないから、憲法28条の [ア] の保障は公務員に対しても及ぶものと解すべきである。ただ、この [ア] は、右のように、勤労者の経済的地位の向上のための手段として認められたものであつて、それ自体が目的とされる絶対的なものではないから、おのずから勤労者を含めた国民全体の共同利益の見地からする制約を免れないものであり、このことは、憲法13条の規定の趣旨に徴しても疑いのないところである。……公務員の従事する職務には公共性がある一方、[ウ] によりその主要な勤務条件が定められ、身分が保障されているほか、適切な [エ] が講じられているのであるから、国公法98条5項がかかる公務員の争議行為およびそのあおり行為等を禁止するのは、勤労者をも含めた国民全体の共同利益の見地からするやむをえない制約というべきであつて、憲法28条に違反するものではないといわなければならない。

(最大判昭和48年4月25日刑集27巻4号547頁)

|   | ア     | イ        | ウ    | エ    |
|---|-------|----------|------|------|
| 1 | 勤労の権利 | 労働基本権    | 法律   | 代償措置 |
| 2 | 労働基本権 | 勤労の権利    | 労働契約 | 損失補償 |
| 3 | 労働基本権 | 教育を受ける権利 | 法律   | 代償措置 |
| 4 | 勤労の権利 | 労働基本権    | 労働契約 | 損失補償 |
| 5 | 労働基本権 | 勤労の権利    | 法律   | 代償措置 |

## 一般知識等〔問題47～問題60は択一式（5肢択一式）〕

問題47 国際連合の活動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 国際連合の加盟国の除名を決定するのは安全保障理事会であるが、新規加盟国の承認は総会の決定による。
- 2 安全保障理事会は、常任理事国・非常任理事国合わせて15ヶ国で構成されるが、すべての議案において常任理事国が1国でも棄権すると、決定を下すことはできない。
- 3 国際司法裁判所（ICJ）の裁判官は、国際連合の総会および安全保障理事会で選出された、任期を9年とする15人の裁判官によって構成されるが、その判決は法的拘束力を有しない。
- 4 国際連合の主要機関である信託統治理事会は、1994年のパラオ独立を最後に、実質的な役割を終了している。
- 5 国際連合の事務局の事務総長は、安全保障理事会で任命され、任期は5年である。

問題48 わが国の地方政治に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 国と地方の行財政改革の柱とされる「三位一体の改革」は、地方交付税交付金制度を見直し、国庫補助負担金を増加させ、また、一定の財源を国から地方に移譲する、という三つのことを同時に行おうとする改革である。
- 2 地方財政計画は、国の予算編成に基づき内閣が作成し、国会に提出される。
- 3 1999年に地方分権一括法が成立したことにより、地方公共団体の事務は、機関委任事務が廃止され、事務自体の廃止や国が直接事務を行うもののほか、自治事務と法定受託事務に再編された。
- 4 より広域の道や州を設けることにより、主に財政や国と地方の権限の問題を打開しようとする提案は、道州制とよばれる。
- 5 条例に基づく住民投票においては、投票の資格につき永住外国人や一定年齢以上の未成年者にも投票権を与えて実施する例がある。

問題49 わが国のODAに関する次の文中の空欄 [ア] ~ [カ] に当てはまる語句の組合せのうち、妥当なものはどれか。なお、1~5の語群に挙げられている語句の順番と、空欄 [ア] ~ [カ] の順番は対応するものではない。

第二次世界大戦後には、混乱した世界経済の復興を後押しするための対応として、国際通貨基金や、国際復興開発銀行の設立等が相次いで行われた。また、1959年にイギリスのオリバー・フランクスが、先進工業国と開発途上国との間にある経済格差を、[ア] であると指摘し、開発援助の問題提起となった。

支援体制の具体的な形のひとつに政府開発援助、いわゆるODAがある。開発援助委員会(DAC)は、[イ]の一部であり、各国のODAの調整を行っている。わが国も国際協力としてODAを実施しているが、ODAには大きく分けて、国と国とが直接にやりとりする二国間援助と、世界銀行などに供与する形で行われる[ウ]とがある。わが国は、2000年において世界第一位の拠出額となるなど、ODA大国と呼ぶにふさわしい実績を積んできた。その特徴としては、道路や発電所といった、いわゆるハードインフラ整備の割合が比較的高いことや、対GNI比率や、援助条件の緩やかさを示すグラントエレメントが[エ]ことが挙げられる。また、二国間供与の相手国は、以前はアジア向けが最も多かったが、昨今のアジア経済の発展により、2006年以降[オ]に比重が移ったものの、2008年度実績では[カ]が第1位を占めた。

- 1 中米 高い 国際連合  
東西問題 無償資金協力 アフリカ諸国
- 2 高い 経済協力開発機構 アフリカ諸国  
南北問題 多国間援助 中東
- 3 円借款 中米 東西冷戦状態  
低い 国際連合 アフリカ諸国
- 4 アフリカ諸国 有償資金協力 東西問題  
世界銀行 高い 中米
- 5 アフリカ諸国 経済協力開発機構 多国間援助  
低い 南北問題 中東

## 第3回 解説 法令等

### 基礎法学

#### 問題1 正解 3

法令間の効力についての問題である。

- ア. 正しい。条例とは、地方公共団体の制定する法形式である。「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」(憲法94条)。
- イ. 誤り。政令は、内閣が制定する命令であり、法律の実施に必要な規則や、法律の委任する事項を定めるものであり、憲法73条6号に基づく。内閣府令は、内閣総理大臣が発する内閣府の命令であり、内閣府に係る主任の行政事務について法律もしくは政令を施行するため、または法律もしくは政令の特別の委任に基づくものである(内閣府設置法7条3項)。省令は、各省大臣が発するそれぞれの機関の命令であり、各省大臣が、主任の行政事務について、法律もしくは政令を施行するため、または法律もしくは政令の特別の委任に基づき、それぞれその機関の命令として発せられる(国家行政組織法12条1項)。

効力の優先順位としては、憲法)法律)政令)内閣府令・省令となり、内閣府令は政令と同格ではなく、省令と同格とされている。

- ウ. 正しい。政令についての効力の制限である。政令には、特に法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない(憲法73条6号但書)。また、法律の委任がなければ、義務を課し、または権利を制限する規定を設けることができない(内閣法11条)。
- エ. 誤り。適用の順番が異なっている。通常、制定法の方が慣習に優先しそうであるが、商法は、商事に関しては商事制定法が最も優先的に適用され、商事制定法に規定がないときは商慣習が適用され、商慣習も存在しないときは民法が適用されると規定している。「商人の営業、商行為その他商事については、他の法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。」(商法1条1項)。「商事に関し、この法律に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる。」(商法1条2項)。
- オ. 正しい。他の法令でも「初日不算入」が原則となるのであるが、この例外が規定されている法律がある。国会法14条(会期の起算)や同法133条(期間の計算)などがそれである。

以上より、正しいものは、ア、ウおよびオの三つであるから、正解は3である。

#### 問題2 正解 5

裁判制度、特に三審制、裁判員制度と検察審査会についての問題である。

- ア. 妥当である。上級の裁判所は下級裁判所に対し司法行政の監督権をもつ(裁判所法80

条)。そのため、行政庁のような上下関係が想定されるが、裁判に関しては、下級裁判所も独立性を有しているので、原則として下級裁判所は上級裁判所の直接の指揮命令を受けない。したがって、上級裁判所は下級裁判所の裁判に対して当事者から上訴されたときに限り、その裁判の当否を審査し、場合によってそれらを取り消したり、変更できるに過ぎない。なお、上級の裁判所が下級の裁判所の判断を差し戻した場合、その下級裁判所は上級裁判所が取消しの理由とした判断に拘束される（裁判所法4条）。

イ. 妥当である。高等裁判所の任務は、より下位の裁判所の裁判に対する上訴に係る裁判を行うことである。たとえば、第一審の判決のうち、簡易裁判所の民事判決を除くものに対する控訴、第一審の決定・命令のうち、簡易裁判所の民事に関する決定・命令を除くものに対する抗告、地方裁判所の控訴審判決に対する上告、簡易裁判所の民事に関する決定・命令に対する再抗告（裁判所法16条）である。高等裁判所が例外的に第一審となるのは、選挙の効力に関する訴訟、特許庁の審決の取消訴訟、内乱罪に関する事件等である。

ウ. 妥当である。地方裁判所は、原則的に第一審裁判所であるが、その権限は広く、簡易裁判所の民事第一審判決に対する控訴についての裁判権を有するほか、訴額が140万円を超える訴訟および性質上訴額の算定ができない訴訟や、行政訴訟の第一審を行うことができる。

なお、そのほかにも、簡易裁判所の民事に関する決定・命令に対する「抗告」、高等裁判所に第一審の管轄が認められている刑事事件および罰金以下の刑にあたる罪に関する刑事事件を除く刑事訴訟の第一審を行うことも可能である（裁判所法24条）。

エ. 妥当でない。裁判員制度において、裁判員は裁判官とともに審理にのぞみ、有罪・無罪の決定および刑の量定について関与するのであるが、訴訟手続や法律解釈の問題については、最終的には法律の専門家である職業裁判官が判断権をもつ（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律6条）。

オ. 妥当でない。検察審査会は、検察官が不起訴処分にした事件について、これに不服のある告訴人や被害者等の申立て等により、不起訴処分の当否を審査することができるが、その議決は、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当の三種類である。起訴相当の議決に対して検察官が起訴しない場合、再び検察審査会議で審査し、起訴相当議決をした場合には、指定された弁護士によって起訴の手続がとられることとなる（検察審査会法41条の9以下参照）。

以上より、妥当でないものは、エおよびオであるから、正解は5である。

## 憲法

### 問題3 正解 3

本問は、憲法9条に関し、条文解釈や判例の理解を問う問題である。

1. 正しい。およそ国際紛争解決の手段でない戦争というものは現実にはありえず、侵略戦争と自衛戦争等を峻別することはそもそも困難であることからすれば、「国際紛争を解決する手段としては」という文言に限定的意味はなく、憲法9条1項において自衛戦

- 争も含めて一切の戦争と武力による威嚇および武力の行使が放棄されていると解することになる。
2. 正しい。従来の国際法上の用語例によると、「国際紛争を解決する手段としての戦争」とは、「国家の政策の手段としての戦争」と同じ意味であり、侵略戦争を意味することになる。これによれば憲法9条1項で放棄されているのは侵略戦争であり、自衛戦争は放棄されていないと解することになる。この解釈をとって、さらに2項の「前項の目的を達するため」を1項が定めた「侵略戦争放棄という目的を達するため」と解すれば、2項は侵略戦争のための戦力は保持しないことを意味することになり、自衛戦争は放棄されていないことから、そのための一定の戦力の保持は許されることになる。
3. 誤り。判例は、百里基地訴訟（最判平元・6・20）において、「憲法9条の宣明する国際平和主義、戦争の放棄、戦力の不保持などの国家の統治活動に対する規範は、私法的な価値秩序とは本来関係のない優れて公法的な性格を有する規範であるから、私法的な価値秩序において、右規範がそのままの内容で民法90条にいう『公ノ秩序』の内容を形成し、それに反する私法上の行為の効力を一律に否定する法的作用を営むということはないのであつて、右の規範は、私法的な価値秩序のもとで確立された私的自治の原則、契約における信義則、取引の安全等の私法上の規範によつて相対化され、民法90条にいう『公ノ秩序』の内容の一部を形成するのであり、したがつて私法的な価値秩序のもとにおいて、社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、社会の一般的な観念として確立しているか否かが、私法上の行為の効力の有無を判断する基準になるものというべきである。」と判示している。
4. 正しい。判例は、砂川事件（最大判昭34・12・16）において、憲法9条により「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。……わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」と判示している。
5. 正しい。判例は、砂川事件（最大判昭34・12・16）において、憲法9条2項が「その保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。」と判示している。

#### 問題4 正解 5

本問は、国家公務員法の争議行為の禁止が問題となった全農林警職法事件判決（最大判48・4・25）の判旨をもとにした問題である。

- ア。「労働基本権」が入る。憲法28条は、団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）を保障しており、これは労働基本権を保障した規定である。公務員も、他人に雇われて働き、その対価として支払われる賃金で生計を立てている労働者であるから、憲法28条の労働基本権を保障される。

- イ。「**勤労の権利**」が入る。憲法27条は、勤労の権利を保障し、勤労が国民の義務であることを宣言し、かつ、勤労条件の法定を定めている。
- ウ。「**法律**」が入る。「公務員の給与をはじめ、その他の勤務条件は、私企業の場合のごとく労使間の自由な交渉に基づく合意によって定められるものではなく、原則として、国民の代表者により構成される国会の制定した法律、予算によって定められる」ことになっている。
- エ。「**代償措置**」が入る。公務員の「労働基本権を制限するにあたっては、これに代わる相応の措置が講じられなければならない」とし、現行法による人事院勧告などの代償措置により十分としている。
- 以上より、アには「労働基本権」、イには「勤労の権利」、ウには「法律」、エには「代償措置」が入るから、正解は5である。

### 問題5 正解 3

国会に関する問題である。

- ア. 正しい。憲法52条は毎年一回の常会を召集する旨を規定しており、同法53条は臨時会につき、同法54条は特別会について規定していることから、本肢前段は正しい。また会期制とは、議会が一定の限られた期間だけ活動能力を有するという制度であり、国会が活動期間を自由意思で決定できる制度である常設制に対する概念である。ここでいう会期制について憲法上明文はない。かかる会期制を採用し国会の活動期間を限定すると、会期を延長しなければならない場合が想定できるが、国会法12条が会期の延長について衆議院の優越を定めており、加えて常会の会期を1年とできないという取扱いをみると、会期制の採用が推認されるといえる。
- イ. 誤り。憲法54条1項は、衆議院解散後の手続として、衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に衆議院議員総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に、特別会を召集しなければならないとしている。
- ウ. 正しい。憲法54条2項本文は、衆議院が解散されたときは、参議院も同時に閉会となるとしている。この点が「両議院同時活動の原則」によるものである。これに対し、衆議院の解散による参議院の閉会中、国に緊急の必要があるときは、内閣が緊急集会を求めることが許されている。これは、「両議院同時活動の原則」の例外によるものである。
- エ. 誤り。本肢前段について、両議院の本会議については、できるだけ流会を防止して会議を成立させるとともに、意思決定の権威を保持するために、定足数につき憲法に明文で定められているとする点は正しい（憲法56条）。しかし、具体的な定足数は、各々その総議員の3分の1以上である。
- オ. 誤り。憲法50条は、国会の会期中、両議院の議員が逮捕されないという国会議員の不逮捕特権を定めている。かかる不逮捕特権は、議会制発達史における君主権力による妨害から議員の職務を保護するための制度として認められてきた重要なものであるとする点は正しい。しかし、不逮捕特権につき、憲法は「法律の定める場合を除いては」（憲法50条）と例外を設けており、国会法33条は、①院外における現行犯、②その院の許諾

# 一般知識等

## 政治

### 問題47 正解 4

国際連合の活動についての問題である。

1. 誤り。国際連合への新規加盟国の承認と、加盟国の除名は、重要な「実質事項」であり、ともに安全保障理事会の勧告にもとづいて「総会」で決する。加盟国の除名を安全保障理事会で決定するという説明は誤りである。
2. 誤り。安全保障理事会は、常任理事国・非常任理事国合わせて15ヶ国で構成されるというのは正しい。また、たしかに「拒否権」により、常任理事国のうち1国でも反対すると「実質事項」については成立しない。ただし棄権、欠席は拒否権の行使とはみなされないのと、「手続事項」については常任理事国、非常任理事国を問わず9理事国の賛成で成立するので、これらを考慮すると「すべての」議案につき常任理事国が1国でも「棄権」すると決定を下すことはできないとはいえない。
3. 誤り。国際司法裁判所（ICJ）の裁判官は、総会および安全保障理事会で選出された15名の裁判官によって構成され、任期は9年である点は正しい。ただし、国際司法裁判所の判決には法的拘束力がある。判決を履行しない国に対しては、安全保障理事会によって適当な処分がとられることがある、とされている（国連憲章94条）。
4. 正しい。1994年10月にパラオが独立したことで信託統治地域がなくなり、現在、実質的な活動は終了している。
5. 誤り。国際連合の事務局の事務総長は、安全保障理事会の「勧告」に基づいて国連総会で「任命」される。任期は、国連憲章上明文はないものの慣行上5年とされている。

### 問題48 正解 1

わが国の地方自治の理念やしくみについての問題である。

1. 誤り。国と地方の行財政改革の柱として位置づけられる「三位一体の改革」は、①地方交付税交付金制度の見直し、②国庫補助負担金を削減し、国の歳出削減を進める代わりに、③一定の財源を国から地方に移譲する、という三つのことを同時に行おうとする改革である。

地方公共団体が、国の補助金や地方交付税への依存から脱却し、地方交付税の不交付団体を増やし、地方財政の収支（プライマリーバランス）を黒字化して、地方公共団体の財源不足を解消することにより、健全な地方財政を確立することを目的としている。

2. 正しい。地方財政計画は、国の予算編成に基づき「内閣」が作成し、国会に提出される。地方財政計画は、地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、毎年度作成（地方交付税法7条）され、一般にも公表されるものである。
3. 正しい。1999年に地方分権一括法が成立したことにより、事務の改変が行われた。特に、国が首長に委任する「機関委任事務」は廃止され、事務自体の廃止や国が直接事務

を行うもののほか、自治事務（住民基本台帳法に基づく事務，都市計画等）と法定受託事務（国勢調査，戸籍事務等）とに再編された点は重要である。

4. 正しい。財政基盤の確保等のねらいもあり，合併によって基盤を強化しようとする傾向がみられる（平成の大合併）。特に，広域の「道」や「州」を設けることを含んだ構想は道州制といわれ，議論されている。
5. 正しい。公職選挙法が準用される地方自治法上の住民投票や，日本国憲法上の住民投票とは異なり，条例（住民投票条例を制定）に基づく住民投票は，投票対象や投票資格者の範囲を柔軟に制定することが可能である。このため，投票資格者について永住外国人に投票権を与えたり（平成14年の滋賀県米原市をはじめとし，秋田県岩城町等例あり），未成年者の一部などに投票権を与え実施した（愛知県高浜市，長野県平谷村等）例がみられる。

## 経済

### 問題49 正解 5

わが国のODAの特徴についての問題である。

- ア。「南北問題」が入る。南北問題は英国ロイド銀行頭取のオリバー・フランクスが1959年に使用し広まった用語であり，先進諸国と開発途上国との経済格差をめぐる諸問題をあらわす。「東西問題」というのは，かつて，東側諸国（ソ連など社会主義諸国）と西側諸国（アメリカを中心とする資本主義国）との間の政治的あるいは軍事的対立を中心とした諸問題をさすから，あてはまらない。
- イ。「経済協力開発機構」が入る。略称はOECDであり，国際経済全般について協議することを目的とした国際機関である。経済協力開発機構の下部機関（委員会）のひとつが開発援助委員会（DAC）である。
- ウ。「多国間援助」が入る。ODAには二国間援助と，国際連合世界食糧計画（WFP），国際連合開発計画（UNDP），など国際機関への出資・拠出金等を行うことによる「多国間援助」とがある。

二国間援助は，贈与と貸与（有償資金協力，円借款とも呼ばれる）に分けられ，贈与には無償資金協力と技術協力がある。文脈からどのカテゴリーを指しているかを判断しなければならぬが，大分類であることと，世界銀行のような他の機関を通じたやりとりであることから，「多国間援助」がもっとも適切と判断する。
- エ。「低い」が入る。わが国のODAの特徴として対GNI（国民総所得）比率やグラントエレメントが低い点があげられる。2009年現在，対GNI比率は0.18%でDAC加盟23ヶ国の中では第21位である。国民1人当たりのODA負担額は74.2ドルで第18位であった。
- オ。「アフリカ諸国」が入る。二国間ODAは，歴史的にアジア向けが最も多くを占めてきた。しかし，近年のアジアの発展と日本の政策から，アフリカ向けODAを増加させるよう政策が転換され，2006年以降アジア向けODAよりも，アフリカ向けODAが上回っている。

カ。「中東」が入る。2006年からアフリカ諸国向けODAが第1位を占めていたが、2008年の二国間ODAの地域別内訳では、中東向けODAが、アジア、アフリカ諸国を超えて第1位となった。ただし、これはアフガニスタンの復興支援としての緊急支援によるものである。

以上より、アには「南北問題」、イには「経済協力開発機構」、ウには「多国間援助」、エには「低い」、オには「アフリカ諸国」、カには「中東」が入るから、正解は5である。

## 問題50 正解 2

税負担や財政状況についての問題である。

ア. 正しい。ビルトイン・スタビライザーとは、景気の自動安定化装置といわれるもので、累進課税制度と社会保障制度がこの働きをするといわれている。たとえば、好況期に所得が増加すれば、累進課税制度が増税と同様の効果を生むし、失業が減った場合には、失業給付金も減るような社会保障制度のしくみがあり（好況期にはそれだけ給付が抑制され）、こうした働きが自動的に経済を安定化させるという意味である。

イ. 誤り。国の予算は「一般会計予算」と「特別会計予算」と「政府関係機関予算」の3つに分類される。それぞれに国会の議決が必要である。

ウ. 正しい。税金のうち、所得税、住民税、法人税など、納税義務者と担税者（税負担者）とが同じものを「直接税」といい、違うもの（税金を実際に負担する者とは別の者が税金を納めるもの）は「間接税」と呼ばれる。1949年のシャープ勧告以来、わが国では直接税の比率が高いため、直間比率の見直しの議論もなされている。

エ. 正しい。消費税の短所として、負担が逆進的であるという問題や、物価を上方にシフトさせてしまう点が指摘されている（消費税のメリットとしては、負担の水平的公平がはかられやすいといわれている。）。日本の消費税とは、厳密に言えば直接比較できるわけではないが、諸外国の付加価値税（消費税に該当するもの）は、日本の税率よりも高い。フランスは、19.6%、ドイツは19%、イギリスは17.5%、スウェーデンが25%となっている。

オ. 誤り。公債の発行は、財政法によって制限されており、主な制限に赤字国債発行の禁止、日銀引受の禁止がある（公債が大量に発行され、日銀に引き受けられると通貨の大量発行となってインフレが懸念されるためである。）。

しかし、1965年には、特例法の制定により初の赤字国債（特例国債）が発行され、その10年後の1975年に、再度特例公債の発行がなされてからは、わが国の公債依存度は増加の一途をたどっている。バブル景気の時代を除き、現在に至るまで、毎年発行され、平成23年度予算（見込み額）においては、公債残高は668兆円、公債依存度は40%以上にまでなっており、問題視されている。

以上より、誤っているものは、イおよびオの二つであるから、正解は2である。

# 不動産法律セミナーの注文方法および定期購読のご案内

## 不動産法律セミナー

デジタル版も受付中!

学習のペースメーカーに!! 定期購読なら13%OFF!

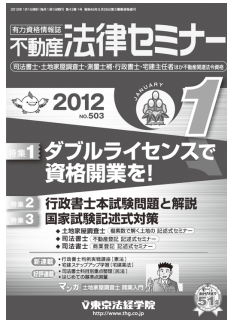
●● 毎月20日発売 ●●

全国有力書店で  
一斉好評発売!!

税込  
定価 **1,100円** B5判  
本体1,048円

定期購読料

半年間 **5,700円**  
1年間 **11,400円**



本誌は、司法書士・土地家屋調査士・測量士補・行政書士・宅地建物取引主任者等の不動産関連資格取得のための学習に必要な情報を掲載し、初学者から実務家まで、幅広くご愛読いただいている国家資格合格指導情報誌です。

最近の試験傾向を分析・検討した各試験対策講座をはじめ、頼りになる学習情報が満載。また、各法曹界で活躍中の諸先輩や、受験生の「声」を豊富に収録し、受験生活を力強くバックアップします。

### ■ 最新号・新規定期購読・月額払い購読・バックナンバーのお申込方法

- ① PC サイトから <http://fujisan.co.jp/fudousan>
- ② モバイルサイトから <http://223223.jp/m/m-fudousan>
- ③ お電話で 0120-223-223 (年中無休 24 時間営業)



定期購読



バックナンバー

### ■ デジタル版のご案内

- ◇ 定期購読<デジタル> <http://fujisan.co.jp/fudousan-di>  
月額支払も可能です!
- ◇ バックナンバー<デジタル> <http://fujisan.co.jp/fudousan-dibn>

### ■ お支払方法

#### PC・モバイルサイトの場合

・クレジットカード/コンビニ決済(ペーパーレス)/銀行ATM払い(ペイジー)/ネットバンキング(ペイジー)/Edyカード(パソリ)、モバイルEdy(おサイフケータイ)/Web口座振替

#### お電話の場合

月額払い購読とは、ひと月ごとに配送した冊数分のみをご請求し、いつでも解約可能な、お気軽に利用できる購読サービスです。

・銀行、コンビニ払い/クレジットカード決済

※詳細は雑誌のオンライン書店/~/Fujisan.co.jpの総合案内をご参照ください。  
<http://www.fujisan.co.jp/info/payment2.asp>

### ● 注意事項 (<http://fujisan.co.jp/info/guideline.asp>)

- ・お申込みは/~/Fujisan.co.jpとご契約となり記載の利用規約に準じます。
- ・お届けは発売日前後の到着を予定しておりますが、配送事情により遅れる場合がございます。
- ・定期購読は原則として途中解約はできませんので予めご了承ください。
- ・月額払い購読の場合のお支払いのサイクルはひと月ごとに配送した冊数分を月末で締め、翌月のご請求となります。フリーダイヤル/モバイルサイトでのお申込みはクレジットカード決済のみとなります。PCサイトではWEB口座振替もご利用いただけます。
- ・月額払い購読を途中解約される場合はFujisan.co.jpのマイページよりご対応ください。
- ・バックナンバーのお申込みは入金確認後の配送となりますので、クレジットカードでの決済が便利です。
- ・バックナンバー購入にかかる送料はFujisan.co.jpのお申し込み時点の送料基準に準じます。

### ● 未着、お申込内容に関するお問合わせ

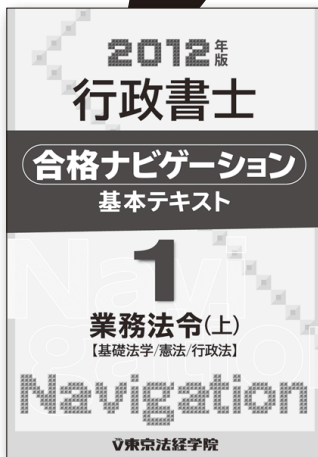
- ・雑誌のオンライン書店/~/Fujisan.co.jp カスタマーサポート
- ・PC: <http://fujisan.co.jp/cs> または [cs@fujisan.co.jp](mailto:cs@fujisan.co.jp)
- ・TEL: 0570-200-223

広範囲に及ぶ行政書士試験に対応するため  
記述内容を豊富にした基本テキストの最新版!!

# 2012年版 行政書士

東京法経学院制作部編

## 合格ナビゲーション 基本テキスト

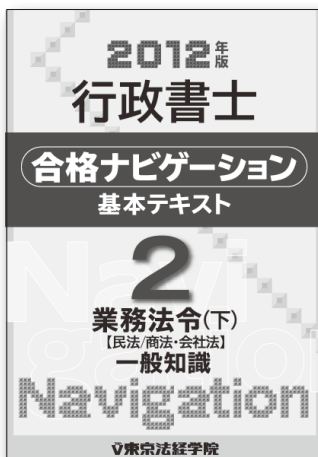


### 1 業務法令(上) 【基礎法学/憲法/行政法】

合格に必要な得点を確実に獲得するためのポイント 

- ・基礎法学は、頻出分野に的を絞って記述。
- ・憲法については、本試験対策上重要となる判例を理解するため、重要判例の判旨を多数掲載。新判例を加えさらに充実。
- ・行政法では、理解を助けるため、具体例・図表を用いて説明。地方自治法の複雑な条文構造も図表でわかりやすく整理。
- ・「地方自治法の一部を改正する法律」(平成23年5月2日法律第35号)の内容を反映させ、法改正に対応。

A5判 688頁 定価 3,150円(税込)



### 2 業務法令(下) 【民法/商法・会社法】 一般知識

合格に必要な得点を確実に獲得するためのポイント 

- ・民法では、法律学習になじみのない初学者にも配慮し、事例・図表を用いて説明。
- ・「民法等の一部を改正する法律」(平成23年6月3日法律第61号)の内容にも対応。
- ・会社法/商法では、問題意識を持ちながら学習するため、各テーマ冒頭に論点を含む事案による「設例」を設定。
- ・一般知識は、頻出分野に的を絞って記述。

A5判 736頁 定価 3,360円(税込)

お問い合わせ・ご注文はこちら↓

**東京法経学院**

本社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-9新宿パークビル5F  
■TEL. 03-6457-8491 FAX. 03-5362-0161  
■ホームページ <http://www.thg.co.jp/> ■e-mail [info@thg.co.jp](mailto:info@thg.co.jp)

# 2012年版 行政書士

# 過去問マスターDX

デラックス

## 1 業務法令(上) 好評発売中

### 【基礎法学/憲法/行政法】

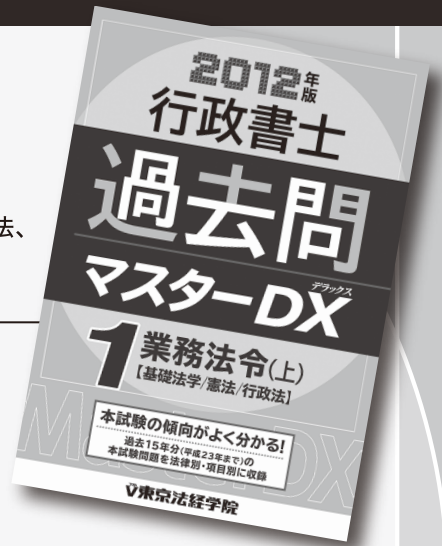
【収録内容】・基礎法学・憲法・行政法(行政法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法、地方自治法)

A5判 768頁 定価 3,360円(税込)

## 2 業務法令(下)【民法/商法/会社法】 一般知識 好評発売中

【収録内容】・民法・会社法/商法・一般知識(政治、経済、社会、個人情報保護、情報通信、文章理解)

A5判 736頁 定価 3,360円(税込)



東京法経学院制作部編

### 本試験の傾向がよく分かる!

- 平成9年度から平成23年度までの過去15年分の本試験問題・解説を収録。
- 収録問題数が多いから本試験の出題範囲・頻出事項が見える。

### 学習しやすい!

- 体系別・分野別に収録しているから、学習進度に合わせて利用できます。
- 平成24年度試験向けに、最新の法改正に対応。
- 全問題に難易度を表示し、効率的な学習を可能にします。

### 過去問分析を可能にする工夫!

- 出題事項について知識をまとめる「ポイントチェック」
  - 出題判例を確認する「判例情報」
  - 問題文中の用語について解説する「key word」
- などの補足情報を掲載。

お問い合わせ・ご注文はこちら↓

 東京法経学院

本社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-9新宿パークビル5F  
TEL. 03-6457-8491 FAX. 03-5362-0161  
●ホームページ <http://www.thg.co.jp/> ●e-mail [info@thg.co.jp](mailto:info@thg.co.jp)

本年度11月の試験で狙われそうな本書の問題をピックアップして詳しく解説します!

# 行政書士最強の模試2012 解説講義



WMVファイルダウンロードタイプ  
240分(予定) 2,000円(税・送料込)

DVDタイプ 2,500円(税・送料込)

メール便扱い クロネコメール便でのご送付となります。

レクチャー

はやし へいだい

林 炳大 (行政書士・東京法経学院講師)

お申込みはホームページまたはお電話でお願いします。

★ホームページ  
クレジットカード

<http://www.thg.co.jp/755/>

オススメ!!

ダウンロードタイプをご希望の方は即ネット決済可(クレジットカードのみ)。今すぐ視聴いただけます!

★お電話

銀行振込・郵便振替

**03-6457-8541**

- 銀行振込: みずほ銀行 新宿西口支店 普通4659368 株式会社東京法経学院
- 郵便振替: 東京法経学院 00120-6-2216

。。。お問い合わせ。。。

東京法経学院

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-9新宿パークビル5F  
TEL. 03(6457)8541 FAX. 03(5362)0160